

山口県報

平成21年
8月18日
(火曜日)

目 次

選挙告示

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長等の住所及び氏名……………一

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務の取扱いは……………二

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラにはる証紙の様式……………二

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ポスターにはる証紙の様式……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場への掲示を開始することができる日……………三

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………三

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………四

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………四

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………四

衆議院議員選挙選挙長告示……………四

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時(四件)……………四

衆議院議員選挙選挙分会長告示……………四

選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………五



山口県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 頭

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	平成二十一年八月二十九日
萩市	大島	
	相島	
見島第一	見島第一	
	見島第二	
防府市	野島	
岩国市	柱島	
	端島	
黒島	黒島	
	平郡第一	
柳井市	平郡第二	
	八島	
熊毛郡上関町	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びにその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
山口県第一区	山口市泉町八番七号	上符 正顕	山口市中央四丁目九番一 八・五〇二号	木村 進
山口県第二区	下関市長府黒門南町二番 二二二号	千葉潤一郎		
山口県第三区	岩国市美川町四馬神二二 九三	有田 数士		
山口県第四区	宇部市大字東岐波三八三 八の六	山田 節子		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

住 所	氏 名	住 所	氏 名
山口市泉町八番七号	上符 正顕	岩国市美川町四馬神二二九三	有田 数士

三 最高裁判所裁判官国民審査

住 所	氏 名	住 所	氏 名
下関市長府黒門南町二番三三三号	千葉潤一郎	宇部市大字東岐波三八三八の六	山田 節子

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙会、選挙分会及び審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	選挙会の場所	選挙会の日時
山口県第一区	山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十一年九月二日午前十時
山口県第二区		
山口県第三区		
山口県第四区		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

選挙分会の場所	選挙分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十一年九月二日午前十二時

三 最高裁判所裁判官国民審査

審査分会の場所	審査分会の日時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十一年九月二日午前十二時

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラにはる証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 候補者が使用する選挙運動用ビラにはる証紙

第 45 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候 補 者
山口県第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラにはる証紙

第 45 回
衆議院小選挙区選挙ビラ
候補者届出政党
山口県第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターにはる証紙の様式は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

一 候補者が使用する選挙運動用ポスターにはる証紙

第 45 回
衆議院小選挙区選挙ポスター
候補者届出政党
山口県第 区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

開始期日 平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会告示第七十九号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十一年八月十八日午後六時三十分

山口県選挙管理委員会告示第八十号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙区名	場 所	日 時
山口県第一区	山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十一年八月十八日午後五時三十分
山口県第二区		
山口県第三区		
山口県第四区		

二 衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区

場 所	日 時
山口市滝町一番一号 山口県庁	平成二十一年八月二十一日午後一時

山口県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十一年八月十八日午後七時三十分

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

選挙区名	制 限 額
山口県第一区	二四、五〇六、四 円
山口県第二区	二三、六九八、四 円
山口県第三区	二三、二八九、七 円
山口県第四区	二三、一四四、八 円

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第一区選挙長 上符正顕

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十一年八月二十八日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第二区選挙長 千葉潤一郎

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十一年八月二十八日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第三区選挙長 有田数士

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十一年八月二十八日午前十時

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第四区選挙長 山田節子

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十一年八月二十八日午前十時

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙分会長 上符正顕

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 平成二十一年八月二十八日午前十時

平成二十一年八月十八日
発行

発行所

山口県知事
庁